

平成29年度 野田市立あすなる職業指導所指定管理者管理運営状況調書  
 担当課 障がい者支援課

評価基準	評価項目	指定管理者 自己評価	担当課評価	特記事項
利用者の平等利用が確保されること	利用者の平等利用確保への取組	B	B	
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	利用者のニーズ把握とサービス向上のための取組状況	B	B	
個人情報の適切な保護が図られていること	個人情報の適正保護のための取組	B	B	
緊急時の危機管理体制が確立されていること	施設の安全管理及び緊急時の危機管理の具体的取組	B	B	
	利用者等の要望、苦情への対応	B	C	障がい者支援課へ報告がされていないため
有効な就労支援の提供	就労支援のための取組	B	B	
有効な生活介護の提供	生活介護のための取組	B	B	
衛生管理についての方策	パン製造等に当たり衛生管理の適切な取組	B	B	
現金の取り扱い等の経理処理が適切に行われている	現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための取組	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	指定管理に係る経費の収支見込について	B	B	
	管理経費縮減のための具体的取組	B	B	
地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮	地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮	B	B	
事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか	職員配置について	B	B	
	職員の指揮監督・管理体制について	B	B	
	人材育成の取組について	B	B	

#### 総合所見

当該施設は、平成21年度から社会福祉法人はーとふるが、指定管理業務を運営しており、今年度で2期9年目となる。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所(多機能型(生活介護及び就労継続支援B型))で、18歳以上の利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供や就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上に必要な訓練等の提供をしている。

要望等の対応状況で記載されたものについて、市へ報告されていない事案があった。このため、利用者等の要望、苦情への対応についての項目は担当課評価をCとした。今年度より、毎月の月例報告提出時に、指定管理者担当者と協議をしているが、報告が徹底されていないため、今後は要望、苦情があった場合は、必ず市へ報告するよう、指定管理者への指導を徹底する。

昨年度、担当課評価をCとした職員配置についての項目は、新規で生活支援員を採用し、サービスの質を安定的に保持している。

収支状況について、予算額と決算見込額に大きな差があるものとして、人件費の職員給与と職員賞与が減額となっているが、理由として、新規で採用した支援員の年齢が若いこと、また経験年数が浅かったため、減額となったものである。(平成29年度、正規職員新規採用者全5名のうち、2名が経験年数なし、1名が経験年数1年、2名が10年以上であるが、所長を中心に毎月のミーティングを実施し、あすなる職業指導所在籍年数が長い職員がフォローする等して、サービス提供に支障が無いよう努めている。)

運営については、全般的に安定しているため、引き続き指定管理者と連携して、支援の向上を図っていきたい。

なお、社会福祉法人はーとふるの経営状況について、28年分の事業活動収支計算書(損益計算書)で確認すると、法人全体の経営収支差額が、約55,605千円のプラスとなっていることから経営が安定している。